

## 理事の職務権限規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国コミュニティ財団協会（以下、当協会という。）の定款の規定に基づき、理事の職務権限を定め、業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

#### (法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

### 第2章 理事の職務権限

#### (理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

#### (代表理事)

第4条 代表理事のうち1名を会長とする。

#### (会長)

第5条 会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として当協会を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

#### (副会長)

第6条 副会長の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長を補佐し、当協会の業務を執行する。
  - (2) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 副会長は、前項第1号に掲げる職務権限に加え、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を執行する。

#### (常務理事)

第7条 常務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長が定める担当業務を分掌し、執行する。
  - (2) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- 2 副会長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。

#### (定款に定める業務を執行する理事)

第8条 会長、副会長、常務理事以外の業務を執行する理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 会長が定める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
  - 2 常務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によってその職務を代行する。

### 第3章 補則

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2019年7月22日から施行する。(2019年7月22日理事会議決)

(別表) 理事の職務権限

決裁事項			
項目	決裁権者		
	会長	副会長	常務理事
事業計画及び予算の案作成に関すること	○		
事業報告及び決算の案の作成に関すること	○		
人事及び給与制度の立案に関すること	○		
重要な使用人以外の者の任用に関すること	○	○	○
出張に関すること		○	○
契約の締結	○		
契約の金額の範囲内の支出		○	○
法人の諸規程・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出（旅費交通費等）			○
法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出で、一件につき10万円以上の支出	○	○	
法人の諸規定・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出以外の支出で、一件につき10万円未満の支出			○
冠基金の設置に関すること	○		
テーマ別基金の設置に関すること	○		
助成要項の作成と決定に関すること	○	○	○
助成金交付決定に関すること	○		

助成金の交付に関する事で、すでに助成金交付決裁後の助成金交付（随時交付など）に関する事		○	○
特に重要な事業の実施に関する事	○		
その他の事業の実施に関する事		○	○
職員の教育・研修に関する事		○	○
渉外に関する事		○	○
福利厚生に関する事		○	○
<b>当協会</b> が行う寄付に関する事	○	○	
特に重要な寄付の受入に関する事	○	○	
訴訟に関する事	○		
外部に対する文書発簡（特に重要なもの）	○		
外部に対する文書発簡（特に重要なもの以外のもの、または決裁後に随時発簡するもの）		○	○

決裁権者が複数におよぶ決裁事項については、○印のいずれかの者の決裁による。